

下記事項について確認しましたので、記名し提出いたします。

<主な説明項目>

確認日	年 月 日
御法人名・会社名	
確認者氏名	様

<お客様へのお願い>

- ・下記事項についてご確認後、**確認者氏名は必ずご本人の自書にてご記入のうえ、確認日、法人名等につきましてもご記入をお願いします。**
- ・必ず『融資のごあんない』（パンフレット）を参照いただきながら下記事項についてご確認ください。『融資のごあんない』は機構ホームページに掲載しています。（<https://www.wam.go.jp/hp>）

(1) スケジュール（『融資のごあんない』P4 参照）

<ご相談・お申込み>

- ① 機構融資による資金調達をご検討されている場合、まずは医療審査課にお問い合わせください。（電話番号は次項参照）
- ② **貸付内定前に今次計画に係る工事請負（売買）契約又は工事着工を行った場合は、原則として融資対象外となります。**
- ③ 借入申込にあたっては、原則として「借入申込者＝開設者＝融資対象物件の所有者」となります。
- ④ 借入申込書は相談で十分に調整を行った後に配布いたします。
- ⑤ 借入申込書配布後、遅くとも工事請負契約希望時期の概ね2か月前には借入申込書をご提出いただきます。
- ⑥ 借入申込にあたっては、都道府県知事の証明書（病院・有床診療所）または意見書（介護老人保健施設・介護医療院）が必要となります。

<受理>

- ⑦ 借入申込書の内容を確認し、不備等が解消したのち受理します。
- ⑧ **受理の段階では、融資の可否は確定していません。**

<審査>

- ⑨ 借入申込書が機構に到着してから貸付内定まで概ね2か月の期間をいただいております。（融資金額や事業計画の規模により異なります。）
- ⑩ **申込みの内容を審査した結果、借入額の減額、貸付条件の変更またはご融資をお断りする場合があります。**
- ⑪ 審査決定後、「貸付内定通知書」を送付いたします。
- ⑫ 内定取消要件に該当した場合は内定を取り消すことがあります。

<契約締結・資金交付>

- ⑬ 金銭消費貸借契約の締結は、原則として最初の資金交付月の前月（順位変更がある場合は前々月）となります。
- ⑭ 資金交付は、分割払い、最終一括払いがあります。既存担保がない場合は、融資対象建物の所有権保存登記完了後となります。
- ⑮ 工事請負業者等への支払いは必ず振込により行ってください。現金による支払いは原則融資の対象となりませんのでご注意ください。
- ⑯ 建物完成前の資金交付が可能な場合であっても、資金交付額が制限される場合があります。

<事業完成報告>

- ⑰ 事業が完成しましたら、事業内容等の最終状況の報告として「融資事業完成報告書」をご提出していただきます。（事業完成後3か月以内）
- ⑱ 建築工事費等の減額や補助金の増額、融資対象建物及び土地の面積の変更等により、内定額または契約額が減額になることがあります。

(2) 利率（『融資のごあんない』P7 参照）

- ① 貸付利率は、金銭消費貸借契約締結時の利率が適用されます。
- ② 金利制度は、償還期間が10年を超える場合は『完全固定金利制度』または『10年経過ごと金利見直し制度』をお選びいただきます。
- ③ 完全固定金利制度では、金銭消費貸借契約締結時の利率が償還期限まで固定し適用されます。
- ④ 10年経過ごと金利見直し制度では、10年経過ごとに利率の見直しが行われ、見直し時の金利は、金利見直し日の利率が新たに適用されます。
- ⑤ 建築資金の貸付利率は、償還期間（1年ごと）に対応した金利設定となっております。ただし、償還期間が10年以内の場合は、償還期間に関わらず、10年の金利が適用されます。

(3) 担保（『融資のごあんない』P7 参照）

- ① 原則として、所有者を問わず、建築確認申請の敷地、その上の建物全て及び敷地上の地上権への抵当権設定をいたします。
- ② 原則として、機構抵当権が第1順位となります。
- ③ 損害保険の対象となる担保物件（建物）には、損害保険を付保していただき、その保険金請求権の上に質権設定をいたします。

(4) 保証人（『融資のごあんない』P7 参照）

- ① 保証人は、『保証人不要制度』または『連帯保証人方式』をお選びいただきます。ただし、経営者保証に関するガイドラインに則り、借入希望者が以下の3要件のいずれかを満たさない場合、機構から保証人をお願いすることがあります。
 - i 資産の所有やお金のやりとりに関して、法人と経営者が明確に区分・分離されている
 - ii 財務基盤が強化されており、法人のみの資産や収益力で返済が可能である
 - iii 金融機関に対し、適時適切に財務情報が開示されている

なお、保証の必要性が解消されれば「保証人不要制度（一定利率を上乗せすることで連帯保証人を不要とする制度）」への変更が可能となる場合があります。

- ② 保証人不要制度は、貸付利率に一定の利率を上乗せしてお支払いいただくことで、連帯保証人を不要とする制度です。
（最新の上乗せ利率は当機構のホームページ(<https://www.wam.go.jp/hp>)でご確認ください。)
- ③ 連帯保証人方式は、原則として、法人の代表者に保証参加いただきます。
- ④ 保証人不要制度で金銭消費貸借契約を締結した場合、その後の連帯保証人による契約への変更はできません。
- ⑤ 連帯保証人方式で金銭消費貸借契約を締結した場合、一定の条件に合致しない限り、その後の保証人不要制度による契約への変更はできません。
- ⑥ 審査の結果、保証人が不要となる場合があります（貸付利率に一定の利率の上乗せなし）。

(5) 融資額、融資率（『融資のご案内』P6 参照）

- ① 融資額の算定式は、「所要額（建築工事費＋設計監理費）×融資率」となります。
- ② 所要額については、造成工事費等は含めません。
- ③ 補助金等がある場合は、所要額から補助金等を差し引いた額と所要額に融資率を乗じた額のいずれか低い額となります。
- ④ 上記の算定式で算定した融資額より担保評価額が低い場合は、担保評価額が融資限度額となります。
- ⑤ 担保評価額等の条件により、解体工事費についても融資対象となることがあります。
- ⑥ 償還財源（収支差額）の見込みによっては、上記の融資限度額でのご融資ができない場合があります。

(6) 償還期間、償還方法（『融資のご案内』P7,P9,P11,P12,P13,P14 参照）

- ① 施設（事業）種類、資金種類、建物の構造等により償還期間が異なります。
- ② 元金の償還については、償還期間に応じて据置期間を設けることができます。（元金の据置期間中であっても利息の支払いは発生します。）
- ③ 元金は据置期間経過後、毎月または3か月ごとの元金均等または元利均等償還となります。（元利均等償還は、介護老人保健施設と代理貸付には適用されません。）

(7) 協調融資制度（『融資のご案内』P8,P23,P24 参照）

- ① 借入希望者が資金調達を円滑に行えるようにするため、機構と覚書を締結した民間金融機関と連携して融資を行う制度です。
- ② 融資対象面積が5,000㎡を超える場合、民間金融機関との協調融資（併せ貸しを含む）の利用を前提としての融資となります。民間金融機関との協調融資（併せ貸しを含む）の利用を前提としないものについては『融資のご案内』P8にてご確認ください。
- ③ 協調融資覚書締結金融機関一覧は機構ホームページに掲載しています。（<https://www.wam.go.jp/hp>）

(8) その他の留意点（『融資のご案内』P8 参照）

- ① 当機構融資制度をご利用いただきましたお客様は、債権管理のために年に一度、決算書に基づく実績報告（事業報告書の提出）を行っていただきます。
- ② 償還期限前に任意で借入金の一部（または全額）について繰上償還を希望する場合、あらかじめ所定の「任意繰上償還申込書」を提出していただくとともに、繰上償還額に加えて機構が算定する「弁済補償金※」をお支払いいただきます。

※ 弁済補償金について

固定金利で約定した融資の期間の途中でお客様から繰上償還された場合、機構が将来得られるべきであった利息が得られなくなる一方で、当該資金を融資財源として再運用（貸付）する場合にその時点の金利情勢によっては将来に同様の利息を得られない「再運用リスク」が生じることから、このリスクによる損失を補うため、お客様との契約に基づき合理的に算出された金額（将来の元利金の現在価値に対して繰上償還元金だけでは不足する金額）を弁済補償金としてお客様にご負担していただくものです。

- ③ 次の場合には、繰上償還となるほか、違約金をお支払いいただくことがあります。
 - ・貸付金を定められた用途以外に使用した場合または長期にわたり使用しない場合。
 - ・虚偽の申告もしくは報告をし、または必要な事実の申告もしくは報告を怠ったことにより貸付金が限度額を超えることとなった場合、または貸付金について借入を要しないこととなった場合。
 - ・貸付金をもって建設した建物もしくは購入した土地を、貸付の対象とした施設又は事業以外の用途に使用した場合。
- ④ 反社会的勢力との関係遮断に関する取り組みの一環として、金銭消費貸借契約証書に暴力団排除条項を設けております。これは、契約時に借入者（債務者）、保証人または担保提供者が過去5年間にわたり暴力団等の反社会的勢力ではないことまたは将来にわたりこれに該当しないことを表明し保証させるとともに、機構に対して不当要求行為等を行わないことを確約させ、これらに反した場合に当機構の判断により繰上償還請求をさせていただくこと等の措置を定めた条項です。
- ⑤ ご提出いただいた決算書等により、貸付に伴う経営診断を実施する場合があります。経営診断を実施した場合は、診断結果を貸付内定通知書と併せて、送付いたします。

(9) 特約火災保険制度について

- ① 医療貸付を対象とした特約火災保険制度がありますので、説明希望書を当課までご提出いただければ、指定代理店である福祉医療共済会から制度説明を受けることができます。なお、特約火災保険加入の有無による、融資条件等への影響はありません。
- ② 指定代理店による制度説明と当機構との融資判断とは無関係です。ご希望により貸付決定前に制度説明が行われた場合であっても、ご融資をお断りすることがあります。

◆ 融資制度等についてご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

東京本部 医療審査課 TEL03-3438-9940（施設の開設地が東日本のお客さま）

大阪支店 医療審査課 TEL06-6252-0219（施設の開設地が西日本のお客さま）